



2019年10月15日発行（季刊）



# う 羽 化 か

ISSN1880-8646  
2019年10月  
第118号

漢 点 字 羽 化 の 会  
〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1-1105 Tel 090-9003-7279  
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣  
編集責任者 木 下 和 久



## 目 次

漢点字の散歩 (55) (岡田健嗣) .....	1
著作権法改正と障害者サービスの課題 (山内 薫) .....	4
点字から識字までの距離 (111) (山内 薫) .....	8
アジア文明対話大会に参加して (村田 忠禧) .....	12
東京漢点字例会報告とわたくしごと (木村多恵子) .....	15
漢文のページ .....	23
ご報告とご案内 .....	25
編集後記 (木下和久) .....	27

## 漢点字の散歩（五十五）

岡田 健嗣



### カナ文字は仮名文字（6）

み吉野の 吉野の宮は 山からし 貴くあらし 水  
からし さやくくあらし 天地と 長く久しく 万代  
に 改らずあらむ 幸しの宮

みよしのの よしののみやは やまからし た  
ふとくあらし かはからし さやくくあらし あ  
めつちと ながくひさしく よろづよに かはら  
ずあらむ いでましのみや

前回の冒頭に掲げた『万葉集』の巻三・三一五番、  
大伴旅人の作になる長歌です。旅人の歌の中では、唯  
一の長歌です。

前回この歌を取り上げましたのは、残念ながら歌の  
理解や鑑賞のためではなく、視覚障害者がこのような  
歌をどう理解するか、あるいはどのように鑑賞するか  
について考えるためでした。つまり理解や鑑賞の前  
の、まずはその作品にどのように接するかということ  
を考えてみたかったためでした。

いずれにせよ文芸作品の理解や鑑賞は、それを理解  
しようとする、あるいは鑑賞しようとする人にとつ  
て、まずは極めて個人的な経験として始まります。  
（勿論社会とか時代とかの要素も大きな力で制限して  
きますが、またそれは別のお話です。）

私たちが視覚障害者は、書物に向かうとき、視覚を介  
さずに行わなければならないという、極めて根源的な  
制限を受けます。書物は文字が並べられて言語の表現  
を紙の上に定着したものを言いますが、文字というも  
のは、世界どこでも視覚という感覚器官によつて享受  
されるものです。

しかし言語は、文字表記の方法を獲得するまでは、  
人の発声器官から発声し、それを聴覚で享受して理解  
し認識し、思考し通信するという方法で使用されてき  
ました。そこに文字が登場して、恐らくまずは音声言  
語を記録・定着・保存する方法として使用されたもの  
と考えられます。文字によつて記録され保存されたも  
のを一つにまとめたものが、最初の書物ということに  
なるのでしょうか。そこまでなら音声言語も文字もさほ  
どの優劣はなかったに違いありません。

しかしその文字が、音声言語を記録し保存するとい  
う機能に留まることなく、その先に一步を踏み出した

のでした。音声言語が人の発声器官から発声されて表現されるように、文字も、人の手に握られた筆記用具から直接書き出されることになったのでした。すなわち音声言語は発声器官から発せられて聴覚で享受されるものであるのに対して、文字も、文字言語として人の手から発せられて、視覚によって享受されるものとなったのでした。書物は、この文字言語の表現を、まとめ・整理し・さらに次の文字表現へと橋渡しする機能を獲得して行ったのでした。

以上は私が、言語と文字について、最も単純化してみたモデルとして提出してみたもので、文化的・歴史的な観点から言語並びに文字について考えることになれば、表現とか記録とか保存などという表層的な捉え方だけでは、ことを取り違える危険を冒すことになるのは自明です。しかし視覚障害者が文字を読むということを考えるに当たって、その状況を把握するため、言語と文字を、発現機関と感覚器官との関係で位置づけておくことも必要と考えてこのように捉えてみたものです。しかもこの音声言語と文字言語は、相互に交信して、それぞれに新たな表現を生み出しつつ現在に至っております。その証左は、私たちが会話に使用している音声言語の中にも、沢山の文字言語由来の

表現や熟語を取り入れていることから分かることで、わが国が漢字を取り入れて、日本語を文字で表記できるようにになってから約二千年の中で、音声言語と文字言語の間に、数えきれないほどのフィードバックが繰り返されたに違いないことを物語っているものに違いありません。

このようにして成立してきた文字言語の表現を、視覚障害者はどのように享受すればよいか、そこに一つの答えを提出したのが、〈点字〉の創案者である、フランス人の視覚障害者であるルイ・ブライユでした。ブライユの創案した〈点字〉は、視覚でしか読むことのできなかつた文字を、「触覚」で読む、「触読」することのできるものとして世に問われて現在に至っております。この〈点字〉は、視覚障害者が、文字に触れる機会を初めて手に入れた、記念すべき文字であることは、忘れてはならないことと思えます。

もう一つ、前世紀の中頃に開発されて、現在ではデジタル技術によって使い勝手が格段に向上している録音技術によって、文字を音声化して、書物を耳で聴く方法が定着しております。言わばこの方法は、言語の最初期に行われていた、音声言語を、文字で記録し保存するというプロセスを、逆に辿っているものと理解

してもよいのかもしれない。それは言うまでもなく、視覚によらない読書をどうにかして実現すべく試行してきた結果の一つということができると思いません。

そこで前回と、今拙稿の冒頭に掲げた、『万葉集』の長歌の読み方です。

長歌の読み方について前回取り上げましたのは、本誌では二回目だと思います。

一回目は、十年余り前になろうかと思えます。前回にも申しましたが、それは放送大学を受講して、漢点字の力を確認する積もりで勉強し始めたのですが、そこで知ったのが、漢点字の力の果ての知れなさだったので、そればかりでなく付録までありました。その付録というのが、この長歌の読み方でした。

冒頭の旅人の長歌を、声を出して読み上げていただきますとお分かりいただけると思いますが、その際かなりの違和感が伴うのではないかと思います。

放送大学を受講して、『万葉集』の朗読を聴いておきますと、それまで感じたことのないほどに、身体に浸み入るように、抵抗なく聴くことができたのです。なぜ抵抗なく聴くことができたのか、逆に言えば、それまでは非常に強い抵抗を感じていたというこ

とになりますが、それを解明しなければ何も分からなのままになりますので、少しづつ解いて行くことにしました。

そこで講義を録音して、何度か聞き返してみましたところ、それまで音訳書で聴いていた長歌のリズムと、リズムが異なっているのに気づかされたのでした。長歌は、ご覧のように、五・七、五・七、五・七、七という形に音が並んだ形式に作られております。従って、本来なら、五・七、五・七のリズムで読み上げなければなりません。意味的にも、五で問うて七で返すという往復の構造が通されており、五・七の音が一つの句をなして、次の五・七の句と組み合わせると対句をなすという構造をも形成しております。このような形式とその意味からも言って、長歌は、五・七、五・七のリズムで読み上げられなければならないと思います。そのことを私は、放送大学を受講して、初めて知ったのでした。

そこで次に、この長歌を音読した時に感じる違和感とは、どこから来るのだろうかと考えました。それと共に、これまでの音訳書はどのように読み上げていたのかかと思ひ、図書館の所蔵書である音訳書を借り出して、聴き直してみました。

その結果、かなりの数、私の感触では六・七割の割合で、五・七のリズムでは読み上げられておりませんでした。どのように読み上げておられるかと言えば、それは五、七・五、七・五というリズムだったのでした。長歌を声に出して読み上げた時の違和感とは、恐らくこのことだったのでと考えるようになりました。すなわち現代日本語では、文章や詩句の意味も含めて、七・五、七・五のリズムによつて包括されていて、そのリズムを逸脱することは、大変困難なことだということ、同様に文章を作る時も、七・五、七・五のリズムに乗るようなものであれば、非常に抵抗の少ない文章を作ることができる、ということだと理解することになったのでした。

その後も図書館から借り出した音訳書を観察しておりますが、新たに製作される音訳書も含めて、長歌のリズムに関しては、そのリズムの取り方には変化はないように見えます。私は、どうやら音訳書の製作者、図書館の関係者と直接音訳書を製作している音訳者の皆さんの大半は、このことに気付いていないらしいと考えるようになって参りました。

私は以上のことを、機会ある度にお話ししておりますが、図書館と音訳の関係者には、このことに耳を傾

けて下さる方が極めて少ないことを、大変残念に思わざるを得ません。

視覚障害者の読書は、点訳、取り分け漢点字書の製作と、音訳書の製作によつて支えられております。その漢点字訳と音訳も、今後は質が問われるようになるはずで、質が問われるとは、製作者の考え方や取り組みの姿勢が、製作された漢点字訳書や音訳書に反映されることを意味します。図書館の関係者や音訳者の皆様には、このことを肝に銘じていただきたいと願っております。よい出来映えの漢点字訳書と音訳書が、世に送り出されることを期待して止みません。

左は、山内薫様の「執筆になる」、「図書館雑誌」2019年5月号(日本図書館協会)に掲載されたものです。視覚障害者の「読む」権利についての、法律の改正について述べられております。

## 著作権法改正(2009年)と

### 障害者サービスの課題

山内 薫

1、経緯

2009年6月、障害者サービスに係わる著作権法

が大きく改正され、本誌でも小特集を組み（2010年7月号）、引き続き14回にわたってこの改正について連載した（2010年9月～2012年3月号）。

1970年に制定された現行著作権法では権利制限の対象が視・聴覚障害者に限定され、録音図書の複製ができるのは点字図書館など福祉施設に限られていた。1975年1月19日付読売新聞都民版に「愛のテープは違法」の波紋」という記事が載った。日本点字図書館のテープ図書を複製して貸し出していた文京区立小石川図書館に対して、日本著作権保護同盟がクレームを付けたのである。この事件を契機に公立図書館が録音資料を作成する際には、著作権者の許諾が必要となった。本誌1972年3月号に掲載された「視覚障害者の読書環境整備を」で公共図書館の開放を求めた視覚障害者読書権保障協議会（視読協）は、この事件以降『視覚障害者の読書と著作権』という冊子を4回にわたって発行し、著作権法改正問題に取り組んできた。（注1）

公立図書館等は著作権者に文書を送り、録音の許諾を求めたが、いつまでたっても返答が無かったり、不許諾の返信が届くこともあり、録音図書の複製に時間が掛かったり、場合によっては断念せざるを得ない例

も見られた。その後も全国図書館大会（1981年）で著作権法改正の決議が行われたり、著作権団体や文化庁などの話し合いがもたれたりしたが、一向に進展の兆しは見えなかった。しかし2006年国連の「障害者の権利に関する条約」採択を機に、条約批准に向けた国内関係法の整備が行われ、その一環として2009年に著作権法が改正された。

## 2、内容

文化庁のホームページはこの時の改正について次のように解説している。（注2）

① 障害の種類を限定せず、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者を対象とすること

② デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とすること

③ 障害者福祉に関する事業を行う者（政令で規定する予定）であれば、それらの作成を可能とすること（以下略）

① によって高齢者や発達障害者、知的障害者等々、一般の資料をそのままでは利用困難な者が広く対象となった。② によってそれらの人々が利用可能な方

式の幅が大きく広がった。同時に改正された第43条（翻訳、翻案等による利用）（昨年の改正で46条の6となった）では「第37条第3項（視覚関係）」について「翻訳、変形又は翻案」が「第37条の2（聴覚関係）」で「翻訳又は翻案」ができるようになった。そして③の政令で定める施設の中に図書館法第2条の図書館の他、学校図書館、大学図書館、国立国会図書館（国会図書館は第37条第3項のみ）が含まれるようになった。

日本図書館協会障害者サービス委員会はいち早くこの改正に合わせて「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（注3）を作成し、あらゆる資料利用障害者に対応できるように指針を整備した。また、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を契機に「図書館における障害を理由とする差別的解消の推進に関するガイドライン」（注4）を作成し、具体的なサービス指針を提起した。この2つのガイドラインによって、今後の図書館の果たすべき役割についてはほぼ言及されているが、その具体的な方策については課題が山積している状況である。

著作権法改正や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等によって、全ての図書館が図書館利用に障害のある人々へのサービスを行うことの法的な根拠が整い、条約や法を後盾とした障害者サービスの実践が要請されている。

### 3、今後の課題

昨年改正された著作権法では、マラケシユ条約批准に関連して、本を持つことができないなど、さらに幅広い読書障害者も含めた権利制限が実現した。現在検討されている読書バリアフリー法の制定も併せ、図書館界と出版界が協同して読書障害者の問題を解決していくことが求められている。出版と同時に出版社から様々に加工できるデータを提供してもらえれば、多くの読書障害者にとって恩恵は計り知れないだろう。しかし、仮にワンソース・マルチユースが実現したとしても、マルチユースの部分で一人一人の読みの障害に合わせた調整が必要になる。特に弱視、発達障害、学習障害、知的障害など読むことの障害の個人差がとてもしも大きい人々に対して、どうすれば読めるのか、読みやすくできるのかはマンツーマンでの調整が不可欠である。例えばある盲特別支援学校の学校図書館では、

「一人ひとりにあつた点訳本や拡大本、録音図書などの『読める資料作り』をすることが大きな役割になっている」（注5）といい、弱視の生徒への拡大写本も

一人一人の見え方に合わせて個々に字の大きさや絵の拡大・トレース等を変える他、知的障害を伴う子どもにはやさしく読みやすくしたリライト（翻案）版の作成も試みられている。さらにリライト版や点字版では、絵本の絵だけのページの文章起こしも行っている。（注6）通常学級に在籍する子どもの中にも特別な教育的支援を必要とする子どもが6%〜8%いるという調査もあり、（注7）学校図書館への期待は大きい。マルチメディアDAISY資料なども含め、一人一人の子どもの最も読みやすい形で資料を提供できるように図書館界が協力して学校図書館を支援する必要があるだろう。また例えば4月からの外国人労働者の受け入れ拡大が迫っているが、学齢期にある外国籍の子どもの不就学が問題となっており、現在でも1万8千人にのぼる子どもたちが学校に行っていないという。（注8）公立図書館や学校図書館でもそうした子どもを支援するための母語の資料ややさしい日本語に翻案された資料、音声と同期した資料などの提供、そ

して作製が課題となるだろう。いよいよ図書館でも識字問題の検討が現実となってきた。

改正著作権法による利用可能な方式（デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳そして翻訳、変形、翻案など）で提供するには、資料の作成に当たって現状のようなボランティア的な製作者への依存では限界がある。国や自治体が予算を計上し、まず国レベルで資料の変換をサポートすること、個々の図書館では在野の様々な資料製作者と協働しつつ資料作成や対面朗読あるいは対面手話などに精通し、利用者一人一人と資料を結びつけることのできる人材を図書館員として雇用すること、この2つが障害者権利条約や障害者関係法の実現に欠かせない。

また、全て図書館員がこの問題に関心を持ち、資料利用障害者の存在を視野に入れて図書館業務を行えるよう、司書・学校司書の養成課程で障害者用資料の提供、作成、そして変形、翻案などについて学ぶ必要がある。

注1 『視覚障害者の読書と著作権―著作権問題討議資料集―』視覚障害者読書権保障協議会は1976年11月、1977年8月、1980年7月、1983年



10月の4回にわたって刊行されている。

注2 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/)

注3 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>

注4 [http://www.jla.or.jp/portals/0/html/1sh/sabekai\\_guideline.html#1-5](http://www.jla.or.jp/portals/0/html/1sh/sabekai_guideline.html#1-5)

注5 <http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/ss/yokomou/school/toshou/index.html>

注6 『図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン』同作成委員会編 日本障害者リハビリテーション協会 2017 参照

注7 朝日新聞2012年10月17日「ニュースがわからん！ースピルバグ監督の学習障害って？」、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」  
[http://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shoto/054/shiryo/attach/1361231.htm](http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shoto/054/shiryo/attach/1361231.htm)

注8 朝日新聞2019年3月1日社説「外国人の就労等しく学びの保障を」- 1 -

## 点字から識字までの距離(一一一)

### 通所支援事業所へのサービス(一)

山内 薫

#### 一、通所支援事業所とは

通所支援事業所は障害児（一八歳未満）への支援を強化するために、それまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法という二本立てで行われてきた障害児への施策を、平成二四年四月一日から児童福祉法に根拠規定を一本化し、障害児施設を一元化するためにできた事業所である。一八歳以上については障害者自立支援法に基づく障害者施策により対応することとなった。この法改正の基本的な考え方は「身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。」と説明されている。（障害児支援の強化について一厚生労働省）

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指すが、多くの事業所では、就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のため

に必要な訓練等を行う「放課後等デイサービス」と、未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」の両方、または一方の事業を行っている。

放課後等デイサービスは二〇一二年度に二、五四〇カ所だった事業所が二〇一六年度には八、三五二カ所に急増しており（日本経済新聞二〇一七年一月七日）、今後も増えることが予想される。（二〇一九年九月六日現在、一三、五六八カ所、二二一、二二一人が利用）

放課後等デイサービスを実施している事業所の内、重度の障害児を対象としている事業所はわずかしかなく、重症心身障害児向けの事業所を「厚生労働省は二〇二〇年末までに、すべての市区町村に少なくとも一カ所以上設置する目標を掲げる方針を決めた。（中略）昨年五月時点で重症心身障害児を受けて入れている児童発達支援事業所は二四八カ所、放課後等デイサービス事業所は三五四カ所ある。全市区町村にそれぞれ一カ所以上設置して、全自治体数にあたる一七〇〇カ所以上にするという目標だ。」（朝日新聞二〇一七年二月二三日朝刊）という。（医療的ケアを必要としている重症心身障害児が平成二七年現在一七、〇七八人

いる）

墨田区には、児童福祉法に基づく通所支援事業所が平成三〇年八月現在二五カ所ある。このうち児童発達支援を行う事業所が二事業所、放課後等デイサービスを行う事業所が二二事業所で二つを兼ねている事業所がほとんどのため総事業所数は二五カ所になる。（墨田区児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ガイドブック、平成三〇年八月版）

## 二、児童通所支援事業所連絡会でのPR

図書館と通所支援事業所との係わりはNPO法人CANVASとのコラボレーションで障害児を対象としたワークショップを開催することになり、その企画の呼びかけを行うために、区内の児童通所支援事業所連絡会に参加したことによる。CANVASは二〇〇二年に設立され「デジタル時代の子どもたちの創造力・表現力を育む」ことを目的に、創造的な学びの場を産官学連携で提供しているNPOで、全国各地で子どもを対象とした様々なワークショップを展開している。

そのCANVASからひきふね図書館に簡単なプログラムニング教室の提案があり、一般の子ども向けの「ひきふね図書館チャレンジワークショップ」デジタ

ルテクノロジーであそぼう！」（二〇一六年六月一日）と、「障がいのあるお子さんとそのご家族を対象に、タブレットでアニメーションを作るワークショップ」（二〇一六年一〇月二九日）の二つが開催されることになり、そのPRのために児童通所支援事業所連絡会に参加させて頂いた。

会場では、伊藤忠財団から頂いたマルチメディアDAISY図書のわいわい文庫の原本の表紙が印刷されたポスター三年分のコピー、日本障害者リハビリテーション協会発行の『デージー活用事例集』（二〇一三年）、そして図書館の案内を封筒に入れて配布した。マルチメディアDAISY図書を収納したiPadを持参して会場の皆さんに実物も見ていただいた。

当日は一二の事業所からの参加があり、新しい事業所も二カ所参加していた。はじめにそれぞれの事業所の近況報告があったが、多くの施設が親からの要望などで外出したことを報告していた。公園や美術館・水族館に行ったり、ある事業所は「すみだトリフォニーホールのコンサートに参加した。北千住の公園に行ったり、イギリスで社会福祉を勉強している海外留学生と活動し、イギリスの手遊び歌などをやった。」という。「鉛筆が持てなかった子どもが持てるようになって

た。」「ハロウィンにはそれぞれ勝手に仮装してきてもらった」などの報告があった。共通の課題として「ノロウイルス、インフルエンザ、結核などに対する対処法」、「特別支援学校に車で子どもを迎えに行く際の駐車場の問題」などが話し合われていた。

図書館のPRについて、いくつかの事業所の方がマルチメディアDAISY図書に興味を示して下さったが、特に興味を示してくれたのは「キッズサポートりま」という事業所の方だった。参加していたSさんは実は何年か前に区内の図書館に勤務していた方で、中途退職した後に請われて「りま」の所長になった方だった。図書館の事情に明るくこともあり是非来て子どもたちにマルチメディアDAISYを見せて欲しいと要望された。この「キッズサポートりま」は区内の放課後等デイサービスを実施している事業所のなかで、当時唯一重症心身障害児を対象としている施設で墨東養護学校の在校生を対象としている。

### 三、墨田こどもの家・墨田えがおの家の訪問

この連絡会がきっかけで二つの事業所を見学することになった。はじめに訪問した「墨田こどもの家・墨田えがおの家」は、NPO法人スマイル・アーチが運

営する放課後等デイサービス事業所で、「墨田こどもの家」は小学生を、「墨田えがおの家」は中学生を対象としている。（現在は中高校生を対象にした「墨田あゆみの家」という名称になっている）子どもたちの利用時間は、月曜日から金曜日までは一三時から一八時まで、土曜日は八時から一六時半までで一八時までの延長ができる。事業所からのひと言には次のように記されている。「事業所内や公園で遊んだり、おやつや宿題、ドライブをしながら、人との関わり方やルール等を学んでいます。また、年に三回二泊三日の合宿や年末のお楽しみ会など年間行事を通していろいろなことを体験しています。」

当日（二〇一六年二月二四日）は私とひきふね図書館の障害者サービス担当者Oさん、そしてもうひとり筑波大学の大学院に在籍して公立図書館の障害者サービスについて研究しているKさんの三人で訪問した。Kさんは大阪の枚方市立図書館に三〇年近く勤務した後、退職して筑波大学で学んでいる。修士学位論文執筆に当たってひきふね図書館にもインタビューに来てくださったことから、お声かけし、同行することになった。

ひきふね図書館から自転車で一五分ほどの「墨田こ

どもの家」は、ビルの一階を使用している。一五時二〇分に到着すると小学生七人（男児六人、女児一人）とスタッフ四人が在室していた。入り口近くに広間があったので、そこに低いテーブル二台を重ねて簡易舞台を設置し、お話を開始した。出し物は次の通り。

（一）行事用大型絵本『せんたくかあちゃん』（作・絵…さとうわきこ、福音館書店） 読み手・山内

（二）行事用大型絵本『おおきなかぶ』（著…トルストイ、訳…内田莉莎子、画…佐藤忠良、福音館書店） 読み手・Kさん

（三）iPadによるマルチメディアDAISY絵本『コッケモーモー』（作…ジュリエット・ダラスIIコロンテ、絵…アリソン・バートレット、訳…たなかあきこ、徳間書店） オペレーター・Oさん

（四）もう一度、キーボード・歌付きで行事用大型絵本『おおきなかぶ』読み手・山内

当初は、黙って座っていることが難しく、職員に抱きかかえられている子どもが多かった。しかし、大型絵本の読み聞かせが始まると、四人の子どもは、集中して聞き始めた。そのあとマルチメディアDAISY絵本をiPadで見せたところ、大型絵本には全く関心を示さず、多動であった子どもが、タブレットの目

の前まで近寄り、『コックケモーモー』にとっても興味を示していた。スタッフの方も「もつと、歩き回ったりするような状態になるかと思っていたが、最後まで予想以上に静かに聞いていた」と感想を述べていた。

Kさんの感想…マルチメディアDAI SY絵本は、プロジェクトとスピーカーカーを利用すると、同時に複数の人で楽しむことができて、より効果的だと思った。他にもパネルシアターや大型紙芝居なども楽しんでくれそうだと感じた。

そのあと一五時四五分ごろ、歩いて一分くらいの近くにある「墨田えがおの家」に移動。中学生たちが、それぞれゲームをしたり、テレビを見たり、宿題をしたりして過ごしていた。スタッフの方が施設の概要説明をして下さった。

Kさんの感想…こちらの施設に図書館員が訪問するとしたら、集合してもらってお話し会をするよりも、本やCD等それぞれの子ども希望する資料を持っていき、また要望を聞いたりするマンツーマンに近い形のサービスが合っているような気がした。

職員の方からは、団体貸出でマルチメディアDAI SYを借り、大型スクリーンで見たいとの申し出があった。

左は、横浜国立大学名誉教授の村田忠禧先生が、この春に「講演なさいました時の、レジュメです。お隣の国の中国の現状を、私どももよく理解することは、非常に大事なことと思います。」

## アジア文明対話大会に参加して

村田 忠禧

習近平国家主席が2014年5月21日、上海での国際会議で初めて提唱した「アジア文明の交流・参考と運命共同体」をテーマとする「アジア文明対話大会」が5月15日から北京で開かれた。アジア47ヶ国を中心に、世界の政治家、国際機関や文化、教育、映像、研究、メディア、旅行などの関係者およそ2000人が参加した大規模な催しであった。そのうちの「アジア国家治国理政経験交流会議」に筆者は参加した。

### 習近平国家主席の主旨講演

15日午前の開幕式の講演で習近平国家主席は大会の

主旨を明らかにした。文明は多様であるから交流し、交流することで学びあい、学びあうなかで発展していく。アジアの、さらには人類運命共同体を実現するための基盤作りに以下の四点を堅持すべきと主張した。

第一に「相互尊重、平等相待」（文明に優劣・上下の違いはなく、互いに尊重し、平等に対処する）。

第二に「美人之美、美美与共」（「他者の美を美とし、自他の美を共に美とする」、他国の長所を学び、互いに文化を学び合う）。著名な社会学者・費孝通の格言に基づく。当日の晩、「鳥の巢」で行われたカーニバルでもジャッキー・チェンがこれに朗詠した。

第三に「開放包容、互学互鑑」（開放と包摂、互いに学び、互いに参考とする）。

第四に「与时俱进、创新发展」（時代と共に前進し、たえず革新し



て発展する）。

この基調講演は人類の歴史を「文明の衝突」といった視点から捉えるのではなく、文明の多様性、平等性を認め、交流を通じて互いに学びあい、時代の要請に応えて発展していく、という考えを明確に打ち出しており、きわめて重要な問題提起であると思う。

### 運命共同体の構築のための第一歩

16日は六つの分科会の同時進行で、私は第一分科会（政治文明のアジア的知恵）に配属された。報告者が多いため発表は各人7分以内という制約があり、発表には苦労した。

私は「対抗ではなく協力・共同して問題を解決する努力」というテーマで、領土問題の平和的解決の提言を行った。「運命共同体」の理念が根付くことが不可欠と思うからである。

日中間では国交正常化と平和友好条約締結交渉に際し「求同存異」の精神から、領土問題を取りあげることとを避けた。両国関係が健全に発展し、平和的に解決

するための条件が育つことを期待していたのである。しかし現実には小さな島の問題が相手国への不信感・警戒心を煽り、良好な関係構築の障害物になっている。われわれはこの負の遺産をこれ以上拡大させてはいけない。

そのためには政府間で、領土問題の見解に相違がある現実を認め、平和的に解決することを約束する文書を交わし、信頼回復のための具体的措置を実施していく必要がある。

同時に悪化した国民感情を改善するため、民間レベルで冷静で客観的、科学的な認識を広める必要がある。自国に都合のよいことだけを取りあげ、相手の主張には耳を貸さない態度のままでは議論したところで解決にはいたらない。相手の主張にも耳を傾け、総合的に問題を見る精神を広く両国民の間に根付かせる必要がある。

そのためには日中双方の研究者が共同して問題を探究する場を作る必要がある。まずは事実の共有化の実現を目指す。互いに真実であると考える根拠を出し合

い、それを共同して検証・鑑別する作業を行う。事実の共有化ができれば、全体像が次第に明確になってゆく。まとめることが可能になったら、それぞれの言語に翻訳し、資料集、論文集、さらにはインターネットでも公開して、誰もが自由に利用できるようにする。

事実の共有化が進めば、認識の共有化も次第に実現していく。客観的裏付けをもった認識なので、さまざま荒波にも耐え得る。事実を尊重する理性的、科学的精神が育っていけば、双方が納得できる平和的、合理的、友好的な解決策が見えてくるであろう。時間はかかるかもしれないが、こうした地道な活動を堅持していけば必ずや光明が見えてくるであろう。

日中の研究者の共同作業は夢物語ではなく、すでに始まっていることを最後に報告しておいた。

「アジア文明対話大会」は初めての試みであり、十分な点がないわけではない。しかしこのような催しを通してアジアの相互理解と連帯の輪が広がることは有意義である。そしてスケールの大きな企画を実施できる中国の「底力」を改めて実感した。

# 「東京漢点字羽化の会」第163～164回 例会報告とわたくしごと

木村多恵子



2019年7月の例会(第163回) 7月10日(水)

13:30～15:30 ヒューマンプラザ7階第1会議室

朝日『Be On Saturday』は「歴史探偵」の入力グループを決めた。

m1メールのアドレスを変更するので、Mさんに選んでいただいた。

横浜へ2、3人でプリンタを見に行っていた。いつも皆様ありがとうございます。

『萬葉集釋注』の校正のことで、『横浜漢点字羽化の会』のYさんが見えになった。

8月は、羽化始まって以来の夏休みにした。例会も学習会もお休みにした。

2019年9月の例会(第164回) 9月11日(水)

13:30～15:30 ヒューマンプラザ7階第1会議室

いつもの朝日「歴史探偵」のグループの組み合わせを決めていただいた。

10月、11月、12月の予定を決めた。  
10月の例会は10月9日、学習会は19日。  
11月の例会は11月13日、学習会は30日。  
12月の例会は12月11日、学習会は21日。  
『古語辞典』についての報告を岡田さんから受け

た。  
『古語辞典』の付録の中の細かい表の書き方を齋藤さんが説明した。

『日本の詩歌』の最終校正をしていただいた。

\* 予告

2019年10月の例会(第165回) 10月9日(水)

13:30～15:30 ヒューマンプラザ7階第1会議室

2019年10月の学習会(第134回) 10月19日(土)

17:30～19:30 ヒューマンプラザ7階第2会議室

2019年11月の例会(第166回) 11月13日(水)

13:30～15:30 ヒューマンプラザ7階第1会議室

2019年11月の学習会(第135回) 11月30日(土)

17:30～19:30 ヒューマンプラザ7階第2会議室

2019年12月の例会(第167回) 12月11日(水)

13:30～15:30 ヒューマンプラザ7階第1会議室

2019年12月の学習会(第136回) 12月21日(土)

17:30～19:30 ヒューマンプラザ7階第2会議室



## わたくしごと

### 「英連邦戦没捕虜追悼礼拝」

前号の羽化117号（2019年7月15日発行）のわたくしごと『知らぬ間の慰問』の最後に、戦争にたいする拒否感を持った理由の一端を述べさせていた。

戦争にともなう悲惨さを読んで喜ぶ人はいないけれど、それと知らずに読んだ本の中から戦争の悲劇にひっかかると読み捨てることはできなくなっている。この数年、以下の2冊に触れてからその思いは一層強くなった。その2冊とは、

『癒しと赦しへの旅 Ⅱ日本軍捕虜となった人々の戦後50年Ⅱ』（ステイブ・T・ヤング、ジョン・M・L・ヤング著、菅野和憲 訳、村瀬俊夫、井上圭典 監修、1995年11月11日 初版発行、発行者ステイブ・T・ヤング

栄都出版 〒208-0013 武蔵村山市大南4-46-6 城西コーポ201 菅野 着付

『死の谷を過ぎて Ⅱクワイ河収容所Ⅱ』（アーネ

スト・ゴードン 著、斎藤和明訳、1976年 音羽書房、1981年新地書房、1995年ちくま学芸文庫

『癒しと赦しへの旅 Ⅱ日本軍捕虜となった人々の戦後50年Ⅱ』の著者ステイブ・T・ヤングは、1950年東京生まれ。その父ジョン・M・Lヤングは、1912年、朝鮮半島のハフムンで生まれた。どちらも朝鮮、中国、日本でキリスト教の宣教活動をしている。父ジョン・M・L・ヤングは、日本の武士道や儒教についてこの本で解説をしている。

ステイブ・T・ヤングのこの本は、1945年8月15日、日本の敗戦から50周年を迎えた1995年に、連合軍の戦争捕虜の犠牲者たちが、個人的な経験をも、勇気を持って語ったものを集め、真の癒しと赦しの必要性を感じ取って書いたものである。

第二次大戦下、日本軍の捕虜とされた連合軍の捕虜たちは、日本兵から受けた残虐行為の全てを語り、彼らの心の傷を癒す道を開いて、怒りを吐き出すことによって自分たちの苦しみを多くの人に理解してもらう必要があったからである。

日本兵が、連合軍の捕虜たちを、いかに非人道的に

扱ったか、その実例を記すのはわたしにとって耐え難い。

1942年4月9日と、5月5日に、連合軍が無条件降伏をしたその直後30分もたたないうちに、日本兵は怒りに震えながら、捕虜たちの私物の検査を始めた。日本製のものを見つけると、捕虜が日本兵から盗んだものと決めつけ、有無を言わせず、その場で銃剣で刺し殺したり、棍棒で打ち殺した。日本兵には信じられなかったが、アメリカで買ってフィリピンに持って来た日本製の櫛やペン、財布、その他のものが沢山あったのである。

捕虜に対する日本兵の残虐行為の主要な原因は、人命に対する低い価値観と、日本人は優秀な民族であるという傲慢な思いであった。その結果、日本兵は敵を憎悪するよう徹底的に洗脳され、衣類からはじまつて、寝具も、食料も、水も、医薬品も、連合軍には与えず、過酷な強制労働を強いたのである。

日本軍はジュネーヴ条約を認めず、捕虜に関する条約を無視した。日本軍の指揮官たちは、戦争捕虜の待遇について良心のとがめを感じなかったのだろうか？連合軍の将校がジュネーヴ条約に照らしてダバオ捕

虜収容所の、日本軍司令官・前田少佐を訪ねたとき、少佐の答えは「我々の思い通りに扱っている」というものだった。

満州捕虜になった日本人の苦勞が伝えられているが、そのうち犠牲者はおよそ1割であるのに対して、連合軍の犠牲者は、全体の3割にも及んだという。

ジョン・マッカーティーは、カバナタン収容所の捕虜であったが、次のように述べている。

「数百人の若者が、一歳の幼児より無力になり、日本人への最後の恨みを口にしながら、自らの汚物の中に身を横たえ、死んでいくのを、私たちは見た。若者たちは、最後に一度だけでも故郷に戻り、愛するものたちとの再会を「切望」していた。本当に生きていたかったのである。最後の祈りの言葉を口にして、彼らは死んだことであろう。

〈神様、私をお取りください。私は今この悲惨な世界から去ろうとしています。どうか、誰かが生き延びて、ここでの出来事を「語り告げ」、世界がここでの様子を知ることが出来るようにしてください〉

これは日本の女性や子供たちには全く関わりのないことです。彼らがここで起きたことをなにも知らないこ

とを、私たちは知っています。全ては天皇とその軍隊の指導者たちの権力欲と、世界制覇への野望に依っているのです。」

ジョン・マッカーティの人生で、バターン半島のこと、オドネル収容所と、カバナタン収容所という地上の地獄のことを思い出さない日は一日もない。40年以上も前の光景が、なお彼の眼りを妨げている。これは今も生存している大多数の犠牲者も同じであろうし、その家族にも大きな影響を与えている。

この「凍結した激怒 (Frozen rage)」から解放され、憎んでいた人々を許すことができるようになって、ついに「内的平安 (Inner peace)」へと導かれるには容易なことではない。

この本の中でわたしが一番胸を抉(えぐ)られた言葉は、「捕虜に対する日本兵の残酷行為の主要な原因は、人命に対する『低い価値観』」だと言っていることだ。この言葉は「人間性として未成熟」だと言われるているのではないかと思う。

太平洋戦争が終わり、戦争捕虜たちも自由を得て、それぞれの本国へ帰り、愛する家族と会えた。しか

し、彼らは栄養失調や精神的不安定を抱えて、病気であったにもかかわらず、自由になれた喜びで、自分たちが病気であることを暫くの間は気付かなかった。

一方、アメリカが勝ったことによって、元捕虜たちは、日本兵が、自分たちに報復措置を加えるのではないかと懼(おそ)れていた人たちもいた。

ガイ・フォファアとその仲間たちは、日本の監視兵に全く抵抗しないこと、怒りや不満の表情を覆い隠して、日本兵の怒りを逸(そ)らす術を学び、やがてガイは日本兵たちを恨んでいないかのように思えるようになった。しかし、1974年になって、ガイは気持ちの良い日本の商社マンと昼食をとっていたとき、彼は神経過敏になり、身体が震えて部屋を出なければならなくなった。自分と同世代の日本人との出会いが戦時中の記憶を蘇らせたのだ。

このように精神的負担の他、住環境全て欠乏状態の中で過酷な労働、しかも、何時自分が日本兵の標的にされるか分からない恐怖、そして絶えず仲間を失う悲しみなどを抱えている彼らの4年近くの日々を読んでみるとわたしは息が詰まるようになり、永い時間この

本を読み続けていることができなくなりました。かと言って止めてしまうことはもつとできなかつた。

そんなある日、一冊の雑誌から懐かしい方の呼びかけを直接受けたように思えた。それは7、8年前までわたしが入って居たあるグループの先生の文章で、「横浜市保土ヶ谷の英連邦戦死者墓地をごぞんじですか？」の書き出しにわたしははっと思い出した。この方と最後にお会いしたとき、そのお話をしていたら、「ああ、行きたい、行かなければ」と思ったのだ。わたしはそのとき確かに「いつか伺いたいです」とは申し上げたものの、彼（夫）が逝ったばかりでわたしはまだ呻吟していた。けれども月日は流れていたのだ。「ああ、今度こそ連絡を取って必ず保土ヶ谷へ行こう」と決めた。たった一度きりになつてもいい。わたしが礼拝に伺つてもこの方々になんの、どれほどの価値がある？ そんな理屈はいらない。ひたすら礼拝を捧げて来よう。いくら毎年行われているといつてもわたしには限りがある。

先生に連絡をすると直ぐに納骨堂のある公園への行き方、その追悼礼拝で歌う歌の歌詞など、必要な資料

を送ってください、

「毎年8月のこの日（第1土曜日）はとても暑いので、帽子や傘、水など暑さ対策をして来てください。その日のために健康にもご注意ください。雨天でも決行するのは、捕虜の痛みを知り、犠牲者たちの声を聴くためです。」と自筆の添え書きもあつた。

この追悼礼拝は敗戦後50周年を機に始められたもので、今年（2019年8月3日）は、第25回目になる。

まず最初にガイドヘルパーの方にこういう所へ、これこれの理由で行きたいので御願ひできますか？とお聞きし、付き添いの方については安心した。後はわたし自身がその日行けるように体調を整えておくことだ。とにかく一度だけでも行かずにはいられない。

会場へ行くと、先生が早速「献花をなさいませんか？」と誘ってくださいました。「え？わたしお作法がぜんぜん分らないのです」というと、「一緒に行きましょう、教えてあげます」と請け合ってくださいました。

受付には冷たいお水、甘いジュース、炭酸入りのジュースなど好きなものを選べるように沢山用意してあ

った。

礼拝はイギリス納骨堂（総合納骨堂だろうか？）の前で行われた。マイクを使っても戸外であるから、ますます悪くなっているわたしの耳では聞き取れないところはあるけれども、心は静かに謝罪のみであった。司会者が、「今日は戦没者追悼日和になりました」と言っている。

最初にパラフレーズされた詩編23編を歌い、聖書朗読と、祈り、説教、各大使館員を代表して、今年カナダ大使の挨拶が、それぞれ日本語には英語で、英語には日本語で通訳がなされ、アメージンググレイスを歌って献花となった。

献花のお誘いをしてくださった先生は、わたしが気軽にできるように、献花の係の女性に声をかけてくださった。

納骨堂に入るには5、6段の石段があり、その先、平らなところが5、6メートルあり、木造のお堂の入り口で「一礼してください。」と言われた。そして直径60センチほどのリースを渡され、係の方とわたしの右手でリースを持って納骨堂に入り、納骨の御箱（正式な名前は分からない）の前にそっと置いて「一

拍（拍手）をしてから一礼してください。」「はい、そのまま入り口まで後戻りをするように出口まで戻ってください。：、もう一度そのままの位置でお辞儀をしてください。：今度はそのままの位置で会集の方に向きを変えて一礼してください。：これで終わりました。さっきの階段を降りましょう。」

正しくできたかどうか分からないが、緊張で堅くなっていた。なにしろわたしは神社仏閣へ行ってもこういうことをしたことがないのだ。最初お堂に入る前の階段を上がる時から、履き物を脱ぐのですか？とひそひそ聞いてしまったくらいである。けれどもこの献花はさすがに素晴らしいものであった。

後でガイドの方の聞くとわたしのほかに5、6人の方が献花をなさっていたという。

ここに献花の手順を書いてはみたもののわたしの覚え違いは多々あると思う。

献花の後みんな各国の納骨堂へ行き、そのお国に相応しい歌を歌い、改めてその国の関係者が献花をしていた。

イギリス納骨堂前では、埴生の宿（はにゆうのやど）

オーストラリア納骨堂では、ウォルツイングマチル  
ダ  
ニュージールランド、カナダの納骨堂では、緑も深き

若葉の里

インド、パキスタン納骨堂では、エーデルワイス

これらの歌は、毎年同じ曲を日本語と英語の歌詞が  
用意されており、日本の方が英語で歌つてもいらし  
た。

このあたりからぱらぱらと各自墓碑や墓碑銘を見て  
いらつしやる方がいらした。

18歳で亡くなつていらつしやる方も多かつた。

この永田台公園英連邦納骨堂にはおよそ1800余名  
の戦没者が眠つていらつしやるという。ここに眠つて  
いる多くの方は本来なら今現在わたしたちと共に生き  
ていられたのだ。また同じように犠牲になつてしまつ  
た人の中に、もしかしてなにかの理由でこの納骨堂に  
納められなかつた不運な人もいるかもしれない。

各国の大使館員のご家族もいらしているようだ。

わたしはただただ謝罪の祈りを続けて歩いた。

松や杉、楓など大きな木が沢山あるので思いのほか

涼しかった。

やがてバグパイプの音が聞こえてきた。心地よい音  
量で聞けるところまで近づいて行き静かに聞いてい  
た。バグパイプの演奏が何曲か終わり、周りの人たち  
が三々五々散らばつたところで、わたしは演奏者が女  
性だと教えていただいたので、側へ行つて「触らせて  
いただけますか？」と御願ひするととても気さくに触  
らせてくださった。

空気袋を三本の、〃ああなんという名前だつただろ  
う？〃黒檀で出来た棒で袋を支え、左肩から吊して  
とても重そうだ。自分の口から空気を送り込んで袋の  
空気を加減しながら、右手の指でアコーディオンを弾  
くように指で押さえて 音を作つていらした。なんと  
忙しく動く指だろう？そしてなんとのかな音色だろ  
う？

本来自分の大切な楽器を他人（ひと）には触らせ  
たくないのだから、本当に感謝した。その方は別れると  
き、「また来年も会いましょうね」と言つてくださつ  
た。本当にわたし来年も来られるだろうか？と思いな  
がら握手してお別れした。

墓碑を見て回っているとき、何人かの方が「献花  
できてよかったですね」とか、「献花 ありがとう」  
と言ってくれました。

入り口近くの資料館へ行こうとしたとき、バグパイ  
プの女性が自分で運転して帰ろうとなさっている  
ところに行き会えた。「どちらへかえますか？」と聞い  
て下さり、「よかったら都合のいいところまでお送り  
しますよ」と言ってくれましたのでわたしは慌て  
た。「まだ資料館へ寄りますので：今日は本場にあり  
がとうございました」と改めてお礼を言えた。する  
と、「また来年会いましょう」という言葉が返ってき  
た。そう言えば、ここでの皆様は「ではまたね。来年  
も会いましょう」ととここで交わっていた。ごく自  
然な合言葉のようだった。

それにしてもこれだけの敷地を確保し、設備を整え  
るには大変なご苦労があっただろう。永瀬隆（元日本  
陸軍の通訳をしていた）さん、雨宮剛（たけし）さ  
ん、斎藤和明さんの3人が呼びかけ人になり、199  
5年から毎年8月の第一土曜日に晴雨天候に関わらず  
追悼礼拝をはじめたのである。

資料館に入り、そのご苦労の一端でも分かる本を探  
して買った。これは点訳していただくことにしてい  
る。

そろそろご挨拶をして帰ろうか、と思っているとこ  
ろへ先生と献花を教えて下さった方が資料館へ入って  
いらした。そして『死の谷を過ぎて』を紹介してくだ  
さったが、幸いこの本は何度か読みましたのでこの公  
園建設のご苦労の一端でも知りたいので、こちらを選  
びました。とお伝えし、必要な資料を送っていただい  
たこと、今日のお礼もお二人に言うことができた。

最後になつてしまいました。今回この礼拝にお誘  
いくださったO先生はこの追悼礼拝の、第12回目から  
ずっとお世話をしてくださっている方である。献花を  
お誘いくださったことも心から感謝しています。と申  
し上げた。

当日のあの緊張とは異なる喜びが、今静かにこの胸  
に残っている。

皆様ありがとうございます。そしてなによりもここ  
に眠られている多くの皆様本当に済みませんでした。  
小さなわたしからもお詫びをいたします。

2019年10月3日（木曜）

漢文のページ

従軍行 じゅうぐんこう

王昌齡 おうしょうれい

秦 時 明 月 漢 時 関  
 萬 里 長 征 人 未 還  
 但 使 龍 城 飛 將 在  
 不 教 胡 馬 度 陰 山

芙蓉楼にて辛漸を送る ふようろう しんぜん おく

王昌齡 おうしょうれい

寒 雨 連 江 夜 入 吳  
 平 明 送 客 楚 山 孤  
 洛 陽 親 友 如 相 問  
 一 片 冰 心 在 玉 壺

秦 時 の 明 月 漢 時 の 関

萬 里 長 征 し て 人 未 だ 還 ら ず

但 し 龍 城 の 飛 將 を し て 在 ら し め ば

胡 馬 を し て 陰 山 を 度 ら し め じ

歴代王朝は北方の異民族の侵入に悩ま  
 され、匈奴は漢の時代に飛将軍として  
 西域に侵入し、漢の兵に敗れ、陰山を  
 越え、匈奴は許しはしないに。

寒 雨 江 に 連 な っ て 夜 吳 に 入 る

平 明 客 を 送 れ ば 楚 山 孤 な り

洛 陽 の 親 友 も し 相 問 わ ば

一 片 の 冰 心 玉 壺 に 在 り

洛陽の友人の伝言を託す。私のはつとに、  
 送別の宴の後、夜明けに旅立つ辛漸に、  
 氷のようにも清い心を送る。玉の壺に  
 在る」と伝えてほしに汚れ





從 軍 行 王 昌 齡

秦 時 ノ 明 月 漢 時 ノ 關

萬 里 長 征 シテ 人 ズ 未 ダ 還

ラ

但 シ 使 メ バ 龍 城 ノ 飛 將 ラシ

テ 在 ラ

不 教 メ 胡 馬 ラシテ 度 ラ 陰

山 ラ

参照図書：『朗読してみたい中国古典の名文』<sup>わたなべせいいち</sup>渡 辺 精 一（祥伝社新書）

おうしようれい  
王 昌 齡



盛唐の詩人（698～757年）

<sup>しちごんぜつく</sup>七言絶句にすぐれ、<sup>へんさいし</sup>辺塞詩（辺境の守りや風土・自然をうたう詩）、送別詩、<sup>えんし</sup>怨詩（夫と離れている怨みをうたう詩）に佳作が多い。

李白（701～762年）は、王昌齡が<sup>りゆうひょう</sup>竜 標に左遷されたと聞いた時、七言絶句の詩を送っている。

安禄山の乱の折、<sup>しし</sup>刺史（官職名・州の長官）に殺された。

115号『うか』7月「漢文のページ」の訂正とお詫び。

p 27（下の段）<sup>がちしょう</sup>賀知章の詩

偶座（2カ所誤り） → 偶坐

## 「」報告と「」案内

本号のご案内は一つです。



### テキストファイルの扱いについて

一般にも視覚障害者にも、パソコンを使用して文書を作成するようになってから久しい時が経ちました。

視覚障害者向けに書物を作ると言えば、現在ではパソコンを使った点訳が一般となりました。漢点字の世界でも同様で、パソコンを使わない漢点字書の製作は、考えられないと言っても過言ではありません。

しかし本会の活動を始めたころは、パソコン点訳は、著作権法によって著しく制限を受けていました。新たに漢点字書を製作しようと計画する度に、著作権者の許可を得る必要があったのでした。

ところが、本誌に転載させていただいたように、山内さんによれば、パソコンのテキストファイルは、視覚障害者向けに、あるいは文字を読むのに困難を感じる人に限って、制限なしに配布することができるようになったとのことでした。

このことを文化庁にお尋ねしてみますと、図書館や社協のような公共の施設に所属して活動している人が製作して、図書館や社協のような公共の施設が視覚障害者、あるいは文字を読むのに困難を感じる人に対して、電子データを提供することは妨げられない、とのことでした。どうやらこの電子データと呼ばれているものの中に、私どもがテキストファイルと呼んでいるデータが含まれるようです。

そこでもう一つ分かったことは、今回の制度の変更は、この電子データの扱いの規定の変更が主なるものではなく、音訳データの扱いの規定の変更に伴ったものだということです。音訳データの扱いも、これまで著作権法の制限が大変厳しかったのですが、この度、テキストデータと同様に、大幅にその制限が緩和されたとのことでした。

ただし右に申しましたように、無条件に、大幅に制限が緩和されたのは、図書館や社協のような施設に所属している人が製作し、またその施設が配布することに限られるというものでした。

そこでもう一歩進んで、図書館や社協のような施設

に所属していない人は、音訳データや電子データを配布することはできないかとお尋ねしましたところ、文化庁に、グループで登録することによって、図書館や社協に所属しているのと同様に、音訳データや電子データを、視覚障害者や文字を読むのに困難を感じる人に配布することができるといってお答えを頂きました。

次に、どのようにすれば文化庁に登録できるかとお尋ねしましたところ、文化庁のホームページに登録用紙があるので、それをダウンロードして、書式に従って記入して、申し込めばよろしいといってお答えでした。

最後に、登録の申し込みには制限はないかとお尋ねしましたところ、図書館司書の有資格者か、文化庁の主催する講習の修了者がメンバーにすることが必要とのお答えでした。

また、サービスの対象となる視覚障害者については、障害者手帳を確認することが要件であること、またサービスの対象である視覚障害者、あるいは文字を読むのに困難を感じる人の名簿の作成が求められるとのことでした。

図書館司書の有資格者、または文化庁の主催する講習の修了者がメンバーにすることや、サービス提供の対象者の名簿の作成は、音訳データや電子データが、サービスの対象者以外に渡らないようにすることを目的にしているとのことでした。

現在文化庁に登録している団体を検索しますと、その大半が音訳のグループのようでした。

私見ですが、テキストファイルが大幅に視覚障害者に配布されるようになることを想定しますと、一見、漢点字の必要性が薄くなるように思われます。しかしその場合、テキストファイルをどのように使用するかと例えば、パソコンの音声装置で、音声読み上げをさせることになりそうです。

しかしそのような使用法で音声を聴いて理解できる装置は、現在はまだ存在しません。今世の中に存在する文書をテキストファイルにして音声装置に読み上げさせるとして、それが聞き取れるものがどれだけあるか、極めて疑問です。

なおさら漢点字へのニーズが高まって来ると、予想しています。

## 編集後記

▼高専生が文字・点字の相互翻訳システムを開発したというニュースが朝日新聞に載っていました。「てんどつく」というこのシステムは、八王子にある東京工業高等専門学校の学生たちがコンピュータのプログラミングを競うコンテストに向けて、視覚障害者が直面する情報の壁を取り払うシステムを開発したものだそうです▼このシステムは①書類をスキヤナーで文字を読み取って、専用の用紙に点字で出力する。②点字でつづった文書を文字に変換する。③視覚障害者同士で点字の文書をやりとりする（点字ファックス）というものです▼ここでの点字の出力に漢字についての説明はありませんが、漢点字が使われているわけではなく、漢字が欠かせませんが、正確に文字を読み取ってくれるOCRには未だかつてお目にかかったことがありません。本当に実用的なこういうシステムが開発されることは願ってもないことです。それは遠い夢のようなことだと思われて仕方がありません。

（木下 和久）

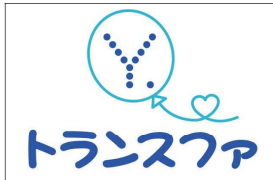
## (有) 横浜トランスファ福祉サービス

障害者自立支援法の下、障害者にガイドヘルパーを派遣して、外出を支援しています。対象は、横浜市在住・在宅の、視覚・肢体・知的重度障害者。

常時募集・ガイドヘルパー：資格・ホームヘルパー2級以上、および視覚・肢体障害者移動介護研修修了。

業務概要：上記障害者の外出支援。詳細は担当・柳田まで。

研修者募集：弊社では、ガイドヘルパー（視覚障害者）の資格取得研修を実施致します。詳細はホームページで。



URL: [www.ytrans.net](http://www.ytrans.net)

〒231-0063横浜市中区花咲町1-46-1

GSプラザ桜木町1105

電話: 045-263-0306

FAX: 045-263-0316

E-MAIL (岡田健嗣) : [okada\\_tr\\_eib@ybb.ne.jp](mailto:okada_tr_eib@ybb.ne.jp)

横浜漢点字羽化の会 URL : <http://www.ukanokai-web.jp/>

《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は1月15日です。

※本誌(活字版・DAISY版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。